

秋田市告示第189号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

令和4年6月29日

秋田市長 穂積 志

医師氏名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
鈴木 仁 美	秋田大学医学部 附属病院	耳鼻いんこ う科	聴覚障害 平衡機能障害 音声、言語機能障害 そしゃく機能障害
関 勝 仁	秋田大学医学部 附属病院	循環器科	心臓機能障害
舟 坂 穂 希	秋田大学医学部 附属病院	内科 神経内科	視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声、言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由 呼吸器機能障害 ぼうこう又は直腸機能 障害
渋谷 嘉 美	秋田厚生医療 センター	呼吸器内科	呼吸器機能障害

武藤達士	秋田県立循環器 ・脳脊髄センタ ー	脳神経外科	視覚障害（追加） 聴覚障害（追加） 平衡機能障害（追加） 音声、言語機能障害 （追加） 肢体不自由
秋濱晋	社会医療法人 明和会 中通総合病院	泌尿器科	じん臓機能障害（追加） ぼうこう又は直腸機能 障害